

# 大嘗祭の基礎構造

—— 天皇の祭祀と官人機構 ——

黒崎輝人

はじめに

本稿の基本的課題は、日本古代王権の行なっていた新嘗の祭りの祭儀構造が律令国家の形成に伴ってどのように変化したのか、或いは変化しなかったのかを、新嘗祭と大嘗祭の祭儀構造を比較対照する中から検討することである。この作業は同時に、両祭の祭儀構造の詳細が平安朝史料を俟たなければ知りえないことから、平安朝儀式の成立定着過程を両祭の祭儀構造自体の中に探る試みともなる。

一般に、新嘗祭と大嘗祭の宗教的機能、換言すれば祭祀の意味は同一とみなされている。たしかに、新嘗と大嘗の用語上の分化は律令国家以降のことであるし、また新嘗祭・大嘗祭ともにその中心行事は天皇が当年の新穀を神に供えてその残りを飲食するという神人共食の神事であった。したがってこれらの点からいえば両祭の宗教的機能を同一とみることは必ずしも誤りではない。しかし他方、大嘗祭では畿外稻を、新嘗祭では畿内稻を用いるという周知の事実を

始めとして、天皇親祭の神事をとりまく周辺行事にはかなりの相違点もまた存在する。さしあたっては平安朝祭式においてはという限定を付けておく必要があるが、大嘗祭と新嘗祭はともに同一の天皇親祭の神事を中心に行っているとはいえず、それにいかなる人々がいかなる形で関わるかという点で異なっているのである。天皇親祭の神事の同一性にのみ注目して両祭の相違点を看過すれば、それは余りにも天皇中心主義的な発想であろう。両祭が朝廷全体の、国家の祭祀であることを忘れてはならない。「名称こそ新嘗・大嘗といへ、其源は同一なもの」として根源的なものに無前提に遡及しようとする本義論的発想を転換する必要がある。「日本では祭式のもつ社会的・政治的機能の分析が、まだほとんどなされていない」という西郷信綱氏の指摘には私も同感である。

しかし問題は、「祭式のもつ社会的・政治的機能」を分析する方法である。西郷氏の論考も、構成諸行事個々の宗教的機能——意味——の連関構造として大嘗祭の構造が叙述されたために、大嘗祭の実修

によって天皇は全国王権としての宗教的権威を必要かつ十分に獲得できたのだという印象を与えられてしまう。王権としてはまさしくそのような印象を与えるべく様々な行事を重ねたのであろうが、果たしてその意図は期待通りに実現されたのか。この点を曖昧にしたまま天皇の祭祀の意味を民間の習俗や信仰と結びつけて説明するのみでよいのか。この点を明らかにしつつ天皇の祭りの国家祭祀としての政治的機能を分析するには、祭祀の構造を意味の体系としてではなく、まず行為の体系としてとらえておく必要があると思う。

以上の如き視点から、天皇の祭祀に関わる人々の範囲と関わり方の歴史的变化と不変化を追跡しようとする本稿の基本的課題が設定されるのである。両祭にはいかなる人々がいかなる形で関わっているのか。

以下本論に入るが、本稿では新嘗祭と大嘗祭のそれぞれの核となる卯日夜の行事に焦点を絞って論じていくことにする。

## 一

十一月の二度目の卯日の深夜から翌未明、天皇は神人共食の祭儀を二度繰り返す。一世一度の大嘗祭の場合は朝堂院に臨時に造宮される悠紀・主基兩殿で各一回ずつ、毎年の新嘗祭の場合は中和院に常設の神嘉殿で二回、実施される神事であった。この親祭の神事をとりまいて様々な行事が存在する。それらの諸行事のうち、本節から第三節までは天皇の親祭の神事に直接関わる出御から還御までの行事を扱うことにする。

天皇は、大嘗祭の場合は内裏からまず廻立殿に、新嘗祭の場合は神嘉殿の「寢殿」に出御し、ここで最後の沐浴の後、大嘗祭では悠紀殿に、新嘗祭では神嘉殿の「神殿」に入御して親祭の神事を行う。つまり、大嘗祭の場合は廻立殿を前後して嘗殿——悠紀殿・主基殿・神嘉殿「神殿」の三者を総称してこう呼ぶことにする——入御までの過程が二段階に分かれているのに対し、「寢殿」と「神殿」は神嘉殿内の隣り合せの二室であるから、新嘗祭の場合は一段階で済んでしまう。このような嘗殿入御までの過程はどのような人々によって供奉されたのだろうか。

大嘗祭の方から検討していこう。まず内裏から廻立殿までの行幸であるが、この行幸を特徴付けるのは小忌の親王・納言・参議各一人と小忌服を着した大臣が供奉していることである。小忌というのは天皇の神事に直接的に供奉すべく、神祇令の斎戒規定のみに服する一般官人、即ち大忌官人よりもより厳重な斎戒に服した官人達のことであって、卜定によって選出される。また大臣のみは卜定を経ずに小忌官人たることを示す小忌服を着て行幸に供奉する。

さて、これらの人々のうち、小忌の親王の卜定については『小野宮年中行事』の「六月十一日、同日神今食祭事」条に引かれる弘仁太政官式と貞観同式の対照から九世紀前半に卜定が開始されたことが知れるので、<sup>4)</sup>律令国家形成期前後を問題としている本稿の検討からは除外することができる。とするならば、参議の供奉が大室一(七〇二)年以降の開始であろうことを考慮しても、この行幸は太

政官会議構成員<sup>(5)</sup>によって供奉されている点に特徴があるといえよう。即ち、供奉する人々の範囲は神事以外の通常の行幸と大差ない構成だが、ただ卜定を経ている点に相違点が見出されるのである。<sup>(6)</sup>大嘗祭における内裏から廻立殿までの行幸の特徴を一応このようにとらえておこう。

続いて廻立殿から嘗殿までの行幸をみると、これは上述の行幸とは全く異質の人員構成となっている。<sup>(7)</sup>上述の行幸にも供奉していた大臣一人がこの行幸にも供奉する他は、内廷機構関係の負名氏と神祇官関係の祭祀氏族によって供奉されることがこの行幸の特徴である。『北山抄』の記事を中心にしてこの行幸の様子を概観してみよう。

まず、天皇の歩行に従って、宮内省の輔二人が「葉薦」を敷き、宮内省被官の掃部寮の允以上二人が巻き取っていく。廻立殿での沐浴ののち、天皇は既に地上の存在ではなく、全ては高天原での行事と観念されていた。この「葉薦」もそのことを象徴する装置に他なるまい。<sup>(8)</sup>次に深夜の行事であるにもかかわらず、天皇に「蓋」をさしかける役目の人々がいる。車持朝臣、子部宿禰、笠取直の三氏族各一人であり、ともに天皇近侍の伝統をもつ主殿寮の負名氏である。<sup>(9)</sup>主殿寮については、他に「官人二人」が燭を乗って行路を照らす役割りを担っている。この「官人」も実際にはこれも同寮の負名氏である鴨氏と日置氏が充てられたとみて誤りあるまい。以上はいずれも内廷機構関係の人々であった。

次に神祇官関係者であるが、中臣氏、忌部氏、猿女氏、御巫各一人の計四人が供奉する。御巫が「庶女」の事に堪えるものが選任さ

れる以外は、全て祭祀担当氏族としての伝統を有する人々である。<sup>(10)</sup>御巫も令制当初から存在していたことは確かであるし、その意味でこれら四人がこの行幸に供奉することに不思議はないようだが、意外にも彼らは天皇の親供儀礼そのものに對してはさしたる役割りを負っていない。神事の場の近くに侍することが要求されているにすぎない。彼らが行幸に列する理由は、行幸から親供儀礼に至る行事系列の中からは見出しえず、これ以前に既に終っている鎮魂祭や班幣との関係で考えるべきと思われる。しかし本稿ではそれらの行事を検討する余裕がないので、事実を指摘するにとどめたい。

ともかく、廻立殿から嘗殿までの行幸が内廷機構関係者と神祇官関係者の供奉によって特徴づけられていることが理解されよう。ただし大臣一人が卜定を経ずに小忌服を着て供奉することが問題であるが、他の太政官会議構成員が供奉しないことや、車持氏等の供奉を令制以前の一般的行幸形態の遺制的残存と考えることから、この大臣の供奉は令制以後の創始と考えうる。この点は後述しよう。大嘗祭での出御行幸は、人的構成上、太政官会議構成員を中心とする前段と、内廷機構及び神祇官関係者を中心とする後段とに分かれているのである。

これに対して新嘗祭の場合は前述の如く一段階で済んでしまう。それは大嘗祭の廻立殿までの行幸と同一形態であって、中臣氏以下の神祇官関係者は出御以前に所定の座についてしまい、車持氏以下の内廷機構関係者も負名氏たるが故の固有の役割は与えられていない。これらの人々は新嘗祭の出御行幸には供奉しないのである。内廷機構関係者と神祇官関係者の行幸参加が新嘗祭と大嘗祭の分化

以後に大嘗祭でのみ開始されたとは考え難いから、両祭の分化過程の中で新嘗祭では省略されてしまったのだと考えざるをえない。それは直接には神嘉殿の創建に由来するのであろうが、そうであるとしても、何故神嘉殿は一段階の行幸で済んでしまう構造で建てられたのか、或いは一段階で済んでしまうなら何故そこに上記の人々が加わらないのかといった問題が生じてしまう。要するに、省略の方向性が問題なのである。

さて、大嘗祭と新嘗祭の全体的祭儀構造の中で、嘗殿までの出御過程は周辺部の瑣末な構成要素にすぎないかに見える。殊に本義論的な発想からすればそうであろう。しかし、両祭の祭儀構造の歴史の変遷を問題とする場合、本節の検討結果は極めて示唆的である。すなわち、「いかなる人々が」という点については神祇官関係者の他に内廷機構関係者と太政官会議に代表される外廷機構関係者として、「いかなる形で」という点については、ある官職たる故の官位制的原理による供奉か、ある氏族たる故の族姓の原理による供奉かという区別を、以下の検討における作業概念として呈示しようと思うのである。

## 二

本節では、廻立殿での行事と、仮に「神座等献上」と呼ぶこととする行事とを中心に検討する。

前述の如く天皇は廻立殿において最後の沐浴を行う。この行事について、まず「儀式」は「戊刻、鸞輿廻立殿ニ御ス。主殿寮浴湯ヲ

供ス。即ち祭服ヲ着シテ大嘗宮ニ御ス」と記す。主殿寮の供奉のみが述べられているのである。ところが大江匡房の『江記』では、水と湯を混ぜ、天皇の背中を摩るのは佐衛門佐の藤原頭隆の役割となっている。さらに時代が降って『建武年中行事』になると、この役割りは中納言藤原山蔭の子孫が担当するという伝統が成立している。かかる傾向は源高明の『西宮記』に「侍臣ノ中、故実ヲ伝フル者、御湯ニ入ルニ供奉ス」と記されるような情況が進展したものと考えられる。即ち、本来は主殿寮が全て担当していた行事のうちの特定重要部分が、「侍臣」を経て、藤原氏の特定の門流に固定化していった様子が看取しうるのである。逆にこの行事に関する直接的史料から遡りうるのは、平安初期までは主殿寮のみによって供奉されていたらしいことである。

ここで関連していわゆる「天羽衣」について若干論及しておく。天皇が沐浴する際に着する湯帷を「天羽衣」と呼ぶ。かかる呼称の初見は、西郷氏も述べておられるように、『西宮記』まで降るようだが、これも廻立殿以後の天皇の行為を全て「高天原」での行為とみる観念と結びついているものであろう。そこで問題はかかる呼称及び行事自体がどこまで遡りうるかということであるが、前述の「葉薦」と同様、特定氏族による供奉になっていないことに注意すべきであろう。「天羽衣」は縫殿寮が準備したのである。ことは「高天原」観念と天皇の神事が結合した時期に関わるので軽率には断定しえないが、これらの行事の成立が内廷官司機構の成立以後である可能性を指摘しえよう。廻立殿が「カイリュウデン」と音読みされて相当和訓を持たぬことも、廻立殿での行事自体が都城制の成

立と不可分の関係で成立したことを示唆する。

この沐浴の行事は例年の新嘗祭においても神嘉殿の「寢殿」で同様に行なわれた。大嘗祭と新嘗祭に共通する行事だったわけであるが、そのことはこの行事が令制以前の古い伝統を有することに直結しない。「高天原」觀念と強く結びついたこれらの行事を無前提に令制以前に遡らせることは危険である。

さて、例年の新嘗祭では、天皇の神嘉殿出御に供奉した小忌の官人達によるもうひとつの行事が、天皇の「神殿」入御に先だって実施された。それは、掃部寮が中和院南門外に準備した神座の畳や坂枕、打払宮などを神嘉殿の「神殿」まで運び上げるといふ行事である。行事内容を比較的詳細に伝える『江家次第』によってここでの役割分担をみると、中納言以上一人が打払宮を、参議と弁とが坂枕を、その他の人々一侍従、少納言、史、大舍人などが畳を、それぞれ運ぶという。誰が何を持つかなどの行事の細部には史料間に異同があるが、納言や参議といった太政官会議構成員を主とする行事である点では一致している。従って、全く形式的にはあるが神嘉殿の神座等は小忌の太政官会議構成員によって献上される形になっていたのである。この行事を「神座等献上」と呼ぶことにする。

大嘗祭の場合は、十二世紀初頭の『江記』によると、神座は天皇の出御以前に敷設してしまう場合と新嘗祭同様に「神座等献上」を経る場合と二通りがあるとされているが、これは後世的な変化で、「神座等献上」を行なわない形が元來的であったと考えられる。と  
いうのは、『儀式』には「既ニシテ掃部寮、白端ノ御疊ヲ以テ席ノ

上ニ加へ、坂枕ヲ以テ畳ノ上ニ施ス」とあって、掃部寮が独自に行つており、前後の文脈からこれが天皇出御以前のことであることが知れるし、また延喜掃部式には「西ノ剌、官人已下掃部已上ノト食ル人十人、御座等ノ物ヲ持チテ大嘗宮北門ヨリ入り、白端御帖十一枚・布端御坂枕一枚ヲ悠紀正殿ノ中央ニ鋪ス。又、打払布一條ヲ設ク」とあって、掃部寮官人が予め鋪設してしまうことが明記されているからである。少なくとも平安初期までは、大嘗祭嘗殿の神座は掃部寮によって準備されていたこと、翻せば「神座等献上」は行なわれていなかったことが判明する。大嘗祭において「神座等献上」が行なわれるようになる時期を確定するのは困難だが、それが大嘗祭の平安朝の変質であることは疑いない。

さて、「神座等献上」の形式性から見ても、大嘗祭と新嘗祭の分化以前にはいわゆる大夫会議の構成員による「神座等献上」が実施されていたが両祭の分化に伴つて大嘗祭では実施されなくなり平安朝になって復活したというようには到底考えられないことから見て、内廷官司の一つたる掃部寮が独自に準備してしまう形態が両祭の分化以前の姿であることは明らかである。「神座等献上」は両祭の分化以後に新嘗祭にのみ付加された行事である。つまりここでは、両祭の分化に伴う祭儀構造の変化が発見されたのである。

新嘗祭の場合は「神座等献上」に続いて縫殿寮が縫製した神衣が神座の八重畳の上に置かれて「神殿」内の準備が全て完了する。大嘗祭の場合は、同じく縫殿寮の「衾単」が悠紀殿の八重畳の上に置かれる他に、神祇官人に率いられた神服宿禰が贈服案を、また神祇

官の忌部氏が阿波国の忌部氏の献上した鹿服案を、悠紀殿の「神座上」に置いて準備が終る。「神座上」とは言っても八重疊の上ではなく嘗殿の隅に案に入れたまま置かれるのである。<sup>64)</sup>

神服宿禰とは伊勢国の神服神社の神官であろうとされており、阿波の忌部氏とともに地方豪族層に属する。つまり、大嘗祭に限って地方豪族の献上した神衣が嘗殿内に置かれるのである。その起源であるが、注意されるのはニキタエ・アラタエともに案に納められたままであることである。縫殿寮の「袞単」は、新嘗祭と同様、八重疊の上に敷きのべられるから、同じく「神衣」でありながら扱われ方に差がある。両祭に共通する縫殿寮のものがいわゆるマドコオブスマに相当する古い要素であって、ニキタエ・アラタエは新嘗祭と大嘗祭の分化以後に大嘗祭にのみ付加された新しい要素と考えざるをえない。ここでは、天皇の神事の周辺に神衣献上という形で地方豪族二氏が包摂されたことが知られるのである。

## 三

祭儀は神饌行立から天皇親祭の神事へと続いていく。本節ではこの過程を検討する。

まず、天皇親祭の神事であるが、この神事自体の意味と形態の変化については既に検討を加えておいた。<sup>65)</sup>本稿では供奉形態についてのみ簡単に述べておくと、これはその名の通り天皇自身の神事たることを最大の特徴とする行事であって、直接に供奉するのは采女だけと言ってよい。また、神事の次第も新嘗祭と大嘗祭と同一である。かかる点からみて、令制の前後で親供儀礼の供奉構造に大きな

変化が生じたとは考えられない。その限りでは、両祭の中心行事であるこの神事は令制以前の形態をほぼそのまま受け継いでいるとみせる。

では、神供儀礼に最も近い行事たる神饌行立の構造はどうだろうか。天皇の神事に用いられる神饌や土器等は、天皇の嘗殿入御と前後して、行列をなして運ばれる。これが一般に神饌行立と呼ばれる行事である。

平安朝史料においては神饌行立の参加者及び役割分担ともに新嘗・大嘗両祭に共通していることを予め指摘しておいて、『儀式』その他によって検討してみよう。<sup>66)</sup>まず参加者であるが、内廷機構関係者と神祇官関係者とに大別できるので、前者の方から順次検討していく。

行立の先頭に立つのは「火炬」<sup>(たき)</sup>を執る「膳夫伴造」である。延喜大嘗祭式では「内膳司膳部伴造」となっている。実名をあげた史料が見出せず、断定はできないのだが、内膳司膳夫の一人と考えてよいと思われる。特定氏族の供奉ではなかったようである。次に列するのは、削木を持った采女朝臣である。<sup>67)</sup>宮内省の采女司は、大同三(八〇八)年に中務省の縫殿寮に統合廃止され、その後弘仁三(八一二)年に復置されるという経緯をたどっているが、采女氏自身はそのような官司の廃置に関わりなく、その名の如く後宮の采女を掌ってきた伝統によって、神饌の主要部分を捧げ持つ采女達を率いる形で供奉し続けたものであろう。同様の関係は内膳司の高橋朝臣・安曇宿禰と膳部達の間により明瞭に現われている。この行立に参加する高橋・安曇両氏は内膳司の官人たることが要求されている。両

氏が内膳司の負名氏たることは論ずるまでもないことであるから、これも令制以前からの供奉形態を残すものと考えてよい。主水司関係の水取連一人と水部一人についても同様の関係を認めよう。最後に、宮内省造酒司の伴部たる酒部四人が列して白酒黒酒を運ぶが、ここには伴造的位の負名氏は見当たらないようである。

以上が内廷機構関係の人々であるが、総じてその供奉形態は伴造的位の負名氏と伴部的集團の組み合わせを原則とする傾向を示している。それは令制以前からの伝統的供奉形態を受け継いでいるためと解する以外にあるまい。

これに対して神祇官関係者というのは、実は宮主下部一人だけなのだが、こちらには若干問題がある。

延喜臨時祭式の規定によると、宮主下部は神祇官の下部のうちから卜術に優れたものを選任することになっている。そして神祇官の伴部たる下部そのものは、伊豆、老岐、対馬の下部集團から選取し、在京の者は「卜術絶群」でない限り輒く任用しないたてまえになっていた。<sup>64</sup>つまり、後世吉田家が世襲することになる宮主下部であるが、平安朝以前の段階では氏族としての下部氏そのものが未成立であって、宮主下部の職も下部氏という氏族が世襲したものである。また、宮主という職名の初見は『統日本紀』慶雲元(七〇四)年二月癸亥条の「神祇官ノ大宮主、長上ノ例ニ入ル」であるが、この記事は、宮主という職がこの時に設置されて同時に待遇が決定されたことを示すものとも、既に存在している宮主の待遇を番上官から長上官に格上げしただけとも、いずれとも解釈できる。宮主という名称が令制以前に存在したか否かも確定できないのであ

る。

そこで、視点を變えて宮主下部が天皇の親供儀礼や或いは広く新嘗・大嘗兩祭に対してどのような役割を負っているのかを考えてみよう。まず『儀式』は、宮主が神饌行立に「鬘禪ヲ着ケ、竹杖ヲ執」という姿で参加することを記す。<sup>65</sup>しかしその具体的役割については記されていない。次に『江記』によると、行立の後、宮主が最初に嘗殿内に入ることが述べられている。<sup>66</sup>そして、時代は更に降るが『宮主秘事口伝』には、「此ノ竹杖ヲ以テ、神膳ノ次第、采女ニ指シ教ヘシムル也」とあって、神饌供進の次第を教示するという重要な役割を負うことが示されている。『江記』の記事もこのような役割を背景にしていると考えて始めて理解できるものである。少くとも平安後期には宮主が采女達に神饌供進の次第を教示するという慣習が成立していたのである。

では、宮主のかかる役割はいかなる由来をもつのか。ここで「竹杖」が改めて問題になる。『宮主秘事口伝』の記述では神饌供進の次第を教える道具にすぎないかの如くであるが、一般に神事における杖は神のよりしるとして機能する。この「竹杖」にそのような意味はないのか。そこで想起されるのが、宮主下部が親供儀礼使用稻の卜定に直接関与し、殊に大嘗祭の場合はいわゆる扶穂使として齋国に派遣されて現地の総監督の任にあたるという事実である。延喜大嘗祭式から引けば「八月上旬、官ニ申シテ宮主一人、下部三人ヲ差シ、発遣ス。兩國各二人。其ノ一人ヲ稲実下部ト号シ、一人ヲ称宜下部ト号ス」という。<sup>67</sup>宮主下部はこの稲実下部に任じられたに相違ない。事実、平安末の史料であるが『山槐記』に宮主下部が

悠紀国の稲実下部に任ぜられた実例を見出すことができる。結論のみ述べれば、宮主下部は悠紀国の穀霊のよりまじ的存在として行立に参加し、その故に采女による神饌供進をも監督しえたのだと思われる。<sup>64</sup>

以上の如く考えうるとすれば、大嘗と新嘗を問わず畿外公田に齋田が卜定された天武朝が、宮主ないしはその前身の下部が神饌行立に参加するようになった時期として浮上してくる。後述の如く例年の新嘗祭の親供儀礼使用稲が畿内官田に求められるようになり、抜穂使も派遣されなくなっても、宮主下部の行立参加は兩祭に残ることになったのであろう。宮主下部が神祇官関係者としてただ一人、内廷機構関係者にまじって、神饌行立に参加する由来は以上の如く考えられる。

神饌行立から親供儀礼へと続く過程は、天武朝以前においては内廷機構の人々のみによって供奉されていたと推定される。逆に言えば、この部分の供奉構造は、律令国家形成期に宮主下部の参加が始まるとはいえ、その大枠においては令制以前の族姓的原理による供奉形態を濃厚に残存させたまま平安朝祭式に至っているといえよう。

#### 四

本節では出御以前の準備行事のうち、いわゆる国郡卜定をとりあげて検討する。

神饌に用いる新穀は兩祭ともに卜定によって供出地が決定され

る。その際、大嘗祭では畿外稲を、新嘗祭では畿内稲を卜定供出せしめるという相違があることは先述した。これは重要な相違点だが、国郡卜定をひとつの儀式としてみた場合、なお見逃せない相違がある。そのことを論じるために、国郡卜定の実際を概観しておきたい。

大嘗祭の国郡卜定は八月に実施される。『儀式』には「大臣、勅ヲ奉リ、神祇官ヲ召シ、密封シテ悠紀主基国郡ヲ卜定セシム。奏面訖レバ即チ其ノ国ニ下知ス」とある。ここから、大臣が勅命によって神祇官に卜定せしめること、その結果は上奏を経た後に齋国に伝えられることが知られる。藤原公任の『北山抄』はもう少し詳細で、大臣が勅を奉じてまず「諸卿」に悠紀主基同齋国を決めさせ、天皇に奏上した後、大臣が自ら国郡名を書いて外記に封せしめ、軒廊に召した神祇官人達に卜定させている。同書の挙げる実例では、承平元（九三一）年の国郡卜定の時は藤原忠平が悠紀主基各二郡ずつを大弁に書かせて卜定させており、天慶九（九四六）年には藤原実頼が悠紀近江四郡と主基備中二郡を自書して卜定させている。<sup>64</sup>

この記事でまず注意すべきは「諸卿」が両齋国を決定していることである。勿論、悠紀は近江に、主基は丹波ないし備中に固定していく寛平九（八九二）年以後の行事次第であるから、形式的な決定にすぎなかつたであろうが、やはり注目すべき事実である。次に注意すべきは、両齋国内の全部を卜定するのではなく、大臣が国郡名を自書ないし外記等に書かせることで卜定候補地の選択がなされていることである。『北山抄』の大嘗祭国郡卜定においては、大臣以下の太政官会議構成員が卜定候補地をあらかじめ決定するという重

要な役割を負っているのである。

ここで『儀式』の記事に戻ると、「大臣、勅ヲ奉リ……密封シテ」という簡潔な表現の背後にも大臣による卜定候補地選定という事実が潜んでいるのではあるまいか。この段階では斎国候補地も同時に選定されたのであろう。本来の国郡卜定が候補地をあげない無作為卜定であったことを示唆する史料も見出せず、神祇官の卜部が担当するのは候補地の適否を決める単なる祝の行為としての卜占にすぎず、太政官会議構成員が卜定候補地を決定するのが平安朝を通じての原則的構造であったと考えられる。換言すれば、少くとも平安朝においては、大嘗祭国郡卜定の儀式構造には太政官会議構成員が不可欠の要素として組みこまれているのである。

例年の新嘗祭の場合には、白酒黒酒に用いる米と御飯に炊く米とは別々に卜定される。延喜造酒式及び同宮内式によれば、前者は九月二日に造酒司庁舎に、後者は十月二日に大炊寮庁舎に、宮内省官人と神祇官人が赴いてこれも国郡単位で卜定させている。そして両卜定ともに卜定結果は宮内省から内侍を経て奏上され、太政官を経由しない。例年の新嘗祭では太政官会議構成員は卜定に一切関与せず、単に結果を知らされるのみであった。

儀式構造面から大嘗・新嘗両祭の国郡卜定をみると、その最も顕著な相違点は太政官会議構成員の関与の有無であることが理解されよう。そこで、次の問題はかかる違いの由来であるが、大嘗・新嘗両祭の親供儀礼使用稲の違いがここで意味をもってくる。

先述の如く、平安朝においては、大嘗祭には畿外稲を、新嘗祭には畿内稲を用いる。しかし、両者の相違をその点のみに求めるのは

実は正確ではない。大嘗祭では畿外の公田稲が、新嘗祭では畿内の官田稲が用いられるのである。これまで余り重視されずに見逃されてきたようだが、天皇の神事に用いる稲が天皇供御田稲かそれ以外の一般公田稲かという相違はやはり看過できない。従って、大嘗祭では畿外公田稲を用い、新嘗祭では畿内官田稲を用いるという形で相違していると理解しなければならぬ。かかる理解をふまえて、以下にこの相違の由来を考えてみよう。

まず、天武紀の記事から、天武五、六年の頃には例年の新嘗祭でも畿外公田稲を使用していたことが推定できる。その後、いつの頃にか例年の新嘗祭には畿内官田稲を用いる平安朝的形態が成立するわけである。それはいつか。この点、確実な史料を欠くのだが、一世一度の大嘗祭は「国司」が統轄し、例年の新嘗祭は、「所司」即ち神祇官が統轄すべきことを規定する神祇令大嘗条が参考になる。この条文は大嘗神祇令にも存在したことが推定できるのだが、かかる条文が成立する背景として例年の新嘗祭の親供儀礼使用稲が畿内官田稲に限定されたことを想定しえよう。従って、天武朝後半から文武朝初年までの間に、例年の新嘗祭には畿内官田——厳密にはその前身たる屯田——の稲を用いる慣習が成立したのである。おそらく、持統朝をその画期と考えてよいであろう。

では、新嘗祭の天武朝的形態はそれ以前の形態を受け継ぐものかそれともこの時期に特有の形態なのか。この点については、令制以前は供御田稲に限られていたが天皇現神思想の昂揚する天武持統朝に至って公田稲に拡大されたということは考えられるが、逆に令制以前には供御田以外の稲も使用されていたが持統朝に至って供御田

稲に限定されるようになったとは考え難いから、持統朝における天皇供御田稲への限定は実は天武朝以前の形態が復活したものと考えるをええず、また、大嘗と新嘗が用語的にも行事的にも分化する以前に既に使用稲の相違が発生していたとは考え難いから、天武朝以前の親供儀礼使用稲は全て供御田稲を用いていたと考えざるをえない。従って親供儀礼に畿外稲を用いるのは天武朝に特有のことであり、それは以後の大嘗祭の形態となって残存するのである。

以上の検討をふまえて、国郡卜定に太政官会議構成員が関与するか否かという相違の由来の問題に戻らう。結論のみ述べれば、親供儀礼使用稲が広く畿外公田に求められるようになる天武朝初年が、国郡卜定に太政官会議が関与する平安朝大嘗祭の形態が成立する契機であったと思う。しかし、この時期に太政官会議が存在したか否かはなお不確定であるし、太政官会議構成員が卜定候補地を予め選定する点に大嘗祭国郡卜定の平安朝的特質があるのだから、天皇権力が相対的に強かったと考えられるこの時期に平安朝的特質をもつ卜定の儀式構造が成立していたか疑問が残る。従って、大嘗祭国郡卜定に太政官会議が関与するようになる契機は天武朝にあるが、平安朝的特質をもつ儀式構造の確立定着はやや時代が降るとみるべきであろう。

ではその確立定着の時期はいつかということであるが、持統紀以下の国史には史料となる記事を見出せない。そこで令の条文中に参考となる事実を求めると、まず神祇令では大嘗祭・新嘗祭と太政官機構との関係は中国直輸入といつて大過ない齋戒規定によつてしか示されていない。これは大宝令でも同じであつて、祈年祭・月次祭

の班幣に際する「百官」の神祇官参集が明文化されていることを考えれば、親供儀礼と太政官機構との関係が大宝令制定時では未確定であつたことが示唆される。大嘗祭国郡卜定に太政官会議構成員が関与する慣習も未成立だつたとみてよからう。ただし、公式令論奏式には「大祭祀」という項目がある。大嘗祭がこの「大祭祀」に該当することは言うまでもないから、太政官会議が大嘗祭に関与しうる法的根拠が大宝令条文中に存在することも確かである。これらことから考えて、天武朝を画期として、八世紀の前半には大嘗祭の国郡卜定に太政官会議構成員が関与する慣習が確立したのではあるまいか。

推定の多い論証となつてしまつたが、大嘗祭は畿外公田稲を用いてその卜定に太政官会議が関与し、新嘗祭は畿内官田稲を用いてその卜定に太政官会議は関与しないという平安朝祭祀における相違の由来を、私は以下の如く考えていることになる。すなわち、天武朝より前代の親供儀礼は供御田稲のみが用いられ、その供出地卜定にいわゆる大夫会議が関与することもなかつたであろう。天武朝になると、例年の新嘗祭でも畿外公田稲が用いられるようになり、ここに太政官会議が供出地卜定に関与する契機が生じた。ところが持統朝に至つて古い慣習が復活し、例年の新嘗祭では畿内官田稲を用いることになつた。同時に、供出地卜定に太政官会議が関与する理由も消滅した。一方、持統朝以後も大嘗祭のみは畿外公田稲を用いる慣習が存続し、供出地卜定に太政官会議が関与する慣習が確立していつた。概略以上の如く推定するのである。

国郡卜定についてはなおもうひとつ注意しておくべきことがある。それは卜定の月日である。大嘗祭では八月上旬、新嘗祭では九月二日と十月二日を原則としていた。これは平安朝の慣行であるが、天武五年の新嘗祭での国郡卜定でも九月丙戌に卜定結果の奏上がなされており、この日に卜定が行なわれたと考えてよいだろう。<sup>60)</sup>つまり、天武朝以後の国郡卜定は八月から十月のころに実施されたのである。九月中旬の神宮神嘗祭では収穫された稲がいわゆる「懸税」として奉納されることからみて、国郡卜定の時期は、まもなく収穫か或いは既に収穫の終わっているころである。既に指摘されているように、令制の大嘗祭・新嘗祭は農耕儀礼の系譜をもちながらも、在地の農耕過程をほぼ切り捨てているのである。<sup>61)</sup>大嘗祭では抜穂使が派遣されるが、これもその名の通り収穫行事以後に関わるのであって、耕作過程の主要部分が切り捨てられていることに変わりはない。何故切り捨てえたのが問題となるが、それは後述しよう。

## 五

最後に本節では、嘗殿儀仗の構造といわゆる「八開手」の拝礼について検討する。

まず、大嘗宮の儀仗から見よう。『儀式』によると、石上・榎井の二氏各二人は内物部を率いて大嘗宮南北の門に「神楯戟」を立てる。楯は丹波国の楯縫氏が、戟は紀伊国の忌部氏がそれぞれ製作した。伴・佐伯の二氏各二人は南門外左右の胡床に着し、南門の開閉を掌る。近衛・兵衛・衛門の各衛府はそれぞれ所定の場所に分

陣する。隼人司は隼人を率いて朝集堂前に列立し、人々の参入に際して呪術的な吠声を発する。中務省の輔・丞は同省の内舍人と大舍人寮を率い、宮内省の輔・丞は殿部と掃部を率い、ともに「威儀物」を執って陣列する。以上が大嘗宮儀仗の概略である。<sup>62)</sup>

さて、成立の遅れる近衛府は一応除外するとして、令制軍事機構の成立については直木孝次郎氏に詳細な研究があるので利用させていただくと、<sup>63)</sup>衛門府や兵衛府は令制以前の軍事機構を再編して成立したこと、及び両衛府の主な兵力供給源が中央・地方の豪族層であったことが指摘されている。主に農民兵によって構成される衛士府とは出身階層の異なる兵力なのである。ちなみに、衛門府の門部は門号十二氏族から、同じく内物部は物部氏系氏族から補任することを原則としていた。また、兵衛府の兵衛は中央下級貴族と国造級地方豪族を供給源としていた。内務省の内舍人や大舍人寮の大舍人についても同様のことがいえよう。氏族単位で儀仗に加わる石上・榎井・大伴・佐伯の四氏も令制以前からの軍事氏族として知られている。これらの点から考えるならば、令制以前の嘗殿に警備体制が敷かれなかったとも、上述の人々以外の何ものが警備を担当したとも考え難いから、『儀式』の伝える上述の如き儀仗体制は、衛府機構の成立に伴う変化を被っているとはいえず、その基本構造は令制以前の形態を受け継いでいると言えそうである。

しかしそう言い切ってしまうには若干問題がある。直木氏も指摘しておられるように、文武天皇の大嘗祭では榎井倭麻呂が「大楯」を、大伴手拍が「楯梓」を立てており、『儀式』的形態が確立するのは天平十四年の朝賀以後のこととしなければならぬ。<sup>64)</sup>そしてこ

れも直木氏が指摘していることだが、孝徳天皇の即位式においては後の右大臣大伴長徳は近江の地方豪族出身の犬上建部君とともに金の鞆を負って即位壇の左右に立ったという。犬上建部氏は門号十二氏族のひとつで、当時すでに中央氏族化していたものであろうと直木氏は指摘している。だが、中央氏族化していたにせよ大伴氏とは比較にならぬ弱小氏族である。その両者が同一の任についていることはやはり注意しておく必要がある。『儀式』『延喜式』等の平安朝史料によれば元日朝賀及び即位式と大嘗祭の儀仗はほぼ同一形態で行なわれるのであるが、上記の記事はそこに至る一局面を示すものであろう。要するに、大化から天平に至る広い意味での律令国家形成期には中央大氏族間の役割分担が確立しきっていないことと、中小氏族による氏族単位の供奉が官司単位の供奉に吸収されて消滅していったことが指摘できるのである。

なお、楯戟を献上する丹波の楯縫氏と紀伊の忌部氏については、これが令制以後に始る慣行であるという史料もなく、令制以前からの伝統に基いて調進しているとみるべきであらう。

大嘗宮儀仗参加者のうち、残るのは宮内省官人に率いられた殿部と掃部であるが、彼らの執る「威儀物」とは具体的に何であったのか。掃部については明確な史料が見当たらないのだが、殿部については延喜主殿式に正月元日の調度としてみえる「梅杖」「紫織」「紫蓋」「菅織」「菅蓋」が大嘗祭の場合にも用いられたと思われる。そうだとすると、高松塚古墳壁画からも窺えるようにこれらは大陸風の裝飾物であって、内廷機構の負名氏の供奉であるから古い伝説を有するとは必ずしも言えない。比較的新しく成立したものの

である可能性を留保しておく必要がある。

以上、大嘗宮儀仗に即してその特徴と由来を検討してきたが、次にここでも新嘗祭との比較を試みよう。新嘗祭について『儀式』は節会の次第しか伝えないので、同じく『儀式』の「神今食祭事」項や『延喜式』『江家次第』等によって概観する。まず、衛府機構が儀仗に参加していることは指摘できるが、内舍人や大舍人の儀仗参加を伝える史料は見出せない。儀仗に加わらなかったとみるべきであらう。隼人の吠声も節会での群官参入に際しては行なわれているが、卯日夜には行なわれない。石上・榎井両氏が楯戟を立てるという行事もなく、第二節で述べた「神座等献上」の際の中和院南門の開閉は後宮の闔司が掌っており、大伴・佐伯両氏は関与していない。宮内省関係者も儀仗には参加していない。要するに中和院儀仗は衛府機構のみが担当し、その南門の開閉は後宮の闔司が掌るのである。

これは本来は大嘗宮儀仗の如く行なわれていたものが例年の新嘗祭では略されてしまったということなのであろうか。殊に石上氏以下四氏による氏族単位の供奉が新嘗祭にはないことは、族姓の原理による供奉から官司制の原理による供奉へと新嘗祭が整備された結果、大嘗祭にのみ古い形態が残ったと考えることであらう。大嘗宮儀仗に参する人々の全てを個別に検討することは史料的にも困難なので、ここでは上記四氏の供奉の問題をとりあげて検討しておきたい。

天皇の祭祀にある氏族が供奉するようになる時期を推定する場合、一般には、その氏族が中央朝廷で地歩を築き活躍するようにな

る時期をもってあてているようである。これは確かにひとつの方法であるが、かかる方法が妥当性を承認されるためには令制以前の天皇の新嘗の祭りの供奉構造や機能が令制のそれと同一であったという証明が必要なのではあるまいか。従来この点が軽視されてきたと思うし、その反証は本稿のこれまでの検討が自ずと明らかにしている。祭儀の平安朝の形態から令制以前の天皇の祭りをイメージすることは正しくない。ちなみに、皇極紀元年十一月丁卯条の「新嘗ス。是ノ日、皇子・大臣、各自新嘗ス」という記事も、その詳細を知りえないにせよ、また後の知識による書紀編者の修文である可能性を留保するにせよ、大化以前の新嘗の祭りが令制以後のものとは異質であった事実を反映するものとして、ここでの傍証とならう。

上記四氏の供奉の由来については、聖武天皇の代になって始めて四氏の役割分担が確定している事実、後には衛門府の門部に吸収されてしまふ犬上建部氏が大伴氏と同格の役割を分担している事実、そして新嘗祭にはないという事実を出発点として考えるべきである。即ち、通説的な理解に従えば四氏の儀仗参加も五、六世紀まで遡ることになるのだろうが、私はむしろ大嘗祭と新嘗祭が分化していく律令国家形成期に大嘗祭のみ新たに付加された行事であると考え、令制以前の嘗殿儀仗はいわゆる門号十二氏族や兵衛府の前身たる兵衛たちが担当したにすぎないのではあるまいか。問題の四氏が前述の如き役割を与えられたのは、これら氏族が大和政権の軍事機構を担ってきたという伝統を踏まえた、中央貴族優遇措置の一環と考えるべきである。

嘗殿儀仗については以上にとどめ、最後にいわゆる「八開手（ヤヒラデ）」の拍手について論じておこう。これは要するに「度別八遍」の拍手を四度繰り返すという特殊な拍手であり、大忌官人達が「大嘗宮南門外に列立して行なった。『儀式』によってその次第を追う」と「皇太子以下五位以上、庭中ノ版ニ就キ、跪キテ拍手スルコト四度（割注略）。六位以下、亦、是ノ如クス（割注略）。訖レバ退出ス。唯シ五位以上ハ退キテ輦ノ座ニ就ク」とある。延喜大嘗祭式も同文であるが、皇太子は東南掖門から、親王は西門から、大臣以下は南門―会昌門―から参入するという。隼人が吠声を発するのはこの時である。参入の後、五位以上は大嘗宮南門前に列立し、六位以下は暉章・修式両堂の後ろに列立する。拍手の順序は、皇太子が先ず拍手し、次に五位以上が拍手し、最後に六位以下の人々が拍手する。一般の大忌官人達は天皇の神事が行なわれている嘗殿の外でこの特殊な拍手をすることで天皇の神事に関与したのである。跪いての特殊な拍手であり、言われる如くに天皇を神として拝しているとも見る以外にあるまい。

そうだとすると、ここには氏族制的な要素は全くみられない。皇太子を除けば、ここにあるのは五位以上と六位以下の明快な差別のみである。律令国家の官位制的身分秩序の原理構造が視覚化されつつ、一律に天皇一人を神として拝するという構造になっている。そしてこの行事も例年の新嘗祭では行なわれない。大嘗祭にのみ新たに付加された行事である可能性がただちに想起される。承平二（九三二）年、朱雀天皇の大嘗祭では「刀祢不参ニ依リ、少納言一人ヲ以テ五位ニ備へ、外記・史ヲ以テ六位ニ備フト云々」という情況で

あつたことが『北山抄』から知れるが、このことも上述の可能性を支持する。天皇権力の高揚期に新たに付加された行事が、その後、形骸化していった様子を看取しえよう。

なお、ここにいう「六位以下」の範囲であるが、管見の限りでは明確に述べられた史料が見あたらない。上記引用の『北山抄』には「刀祢」という語が使われているが、荷田在満の『大嘗会儀式具釈』に「刀祢とは諸の長上の官を云ふ。百官主典以上は皆長上の官なり」とあるのを参考にすれば、在京の者に限られようが諸司の四等官以上、即ち狹義の官人の全てを対象とする行事であつたことになる。諸史料に六位以下の下限が規定されていないことも、この行事が創出された当初においては、少くとも理念上では、全官人を対象としていたことの影響が残つたものと考えることが出来る。しかし十世紀前半において実態はすでに上述の如くであり、翻つて創出当初においても如何ほどの機能を果たしたかも疑わしい。五位以上のいわゆる貴族層を主な参加者に想定した行事ではなかつたか。ともあれ、大忌の一般官人を参加者として、律令国家の官位制身分秩序を視覚化せしめつつ天皇一人を神として拝するという原理的構造をもつ行事が大嘗祭に付加されたのである。

### まとめ

平安朝の大嘗祭が全朝廷的な行事であつたことは私も承知している。即ち、国郡卜定と同時に、大嘗祭の諸行事を全体として統轄する「悠紀主基両所檢校」が任せられ、その下に悠紀、主基それぞれ「行事」が任せられるのであるが、前者は大納言・中納言・参議

各一人から構成され、後者は四位五位の官人四人で構成されている。さらにこの下には、「出納所預」や「斎場所預」などの「所々預」が設けられるのであるが、これには五位六位の実務官人があてられるのである。

そこで、もし仮にこれが令制以前の新嘗の祭りに大夫会議が関与し、外廷機構を挙げて供奉してきた伝統を継承したものだとする、本稿の立論はその前提において既に誤つてゐることになつてしまふ。そうでないことは本稿の論証の中から自ずと理解されようが、なおここでもうひとつ根拠をあげておきたい。それは神祇令大嘗条の「凡ソ大嘗ハ、世毎一年、国司事行へ。以外ハ年毎ニ所司行へ」という条文である。先述の如く大宝神祇令にも同文が存在したことが推定できるから、大宝令制定当時の大嘗祭統轄責任が太政官の臨時官が大嘗祭にのみ設けられて例年の新嘗祭にはないことや、また前述の如く大嘗・新嘗両祭と太政官機構との関係を規定した条文が神祇令にないこととともに、檢校や行事という臨時官の設置が大宝令制定以後に始る慣習であることを示している。

以上を確認した上で、本稿によって知りえたところをまとめてみよう。

まず、大嘗祭・新嘗祭ともに、祭祀全体の核となる天皇親祭の神事は同一であると言つてよい。そしてこの神事そのものに不可欠の、神饌調理から行立までの行事は内廷機構関係者を中心にして供奉されており、族姓の原理によって供奉されていた令制以前の形態を濃厚に残している。この点にのみ注目すれば、両祭は令制以前か

らの古い伝統を有するものと言えよう。しかし、神饌の主材料たる新穀の調達過程のうち、在地の耕作過程が両祭ともにほぼ切り捨てられてしまっていることに注意しておく必要がある。親供儀礼の神話たる天孫降臨説話の異説対照から、私はこの切り捨てが行われたのは『日本書紀』編纂の最終段階、即ち律令国家形成期のことであると推定している。令制の新嘗・大嘗両祭は農耕儀礼としての收穫祭の系譜をひくとはいえ、既に素朴な農耕儀礼ではない。農耕儀礼としての意味を背後に潜ませてはいるが、極めて政治的な朝廷の儀式としての機能を強めているのである。この段階の親供儀礼の意味を無前提に農耕儀礼に直結させるのは国家祭儀としての本質を見誤らせることになる。

以上のような天皇親祭の神事とそれに不可欠の行事の周辺に、官位制原理によって供奉される行事が両祭ともに見られた。新嘗祭における「神座等献上」の行事、大嘗祭での国郡卜定への太政官会議構成員の関与、同じく大嘗祭の「八開手」の拝礼などである。これらはいずれも、天武朝を経た後、太政官機構の形成と同時進行的に、大嘗祭・新嘗祭の一方にのみ新たに付加された行事であると考えられる。大嘗祭に検校や行事などの臨時官が置かれるようになるのも軌を一にする趨勢であろう。すなわち、内廷機構を中心として供奉されていた令制以前の新嘗の祭りは、その周辺にこのような行事を付加することによって、太政官機構に編成されつつあった外廷機構の人々を包摂したのである。卜定を経ることなく小忌服を着して行幸に加わる大臣の姿はその象徴であるといえよう。天武朝以後に進行するこの過程を経ることによって始めて、天皇の新嘗の祭

りは国家祭祀と呼びうる構造を獲得しえたのであった。

しかし、ここでも注意しておくべきことがある。大嘗祭の場合には、少くとも律令国家の初期においては、全官人機構を天皇の神事の周辺に包摂しようとする志向が窺えるが、例年の新嘗祭ではかかる志向が見られぬことである。このことは、天武朝以後の大嘗祭と新嘗祭の分化過程において、天皇の神事の宗教的意味をイデオロギ一的結果軸として全官人層の統合を図る努力が放棄されたことを物語るのではあるまいか。大嘗祭における「八開手」の拝礼の空洞化と、大嘗祭での「神座等献上」の開始など、天皇の神事と官人機構の結びつきが太政官会議構成員の供奉によって象徴的に示されるにすぎなくなっていく過程を示している。天皇の神事の国家祭祀化といっても、それは畢竟内廷の神事から中央貴族層全体の神事へと拡大されたにすぎなかったのである。大嘗祭にのみみられる畿内有力氏族の供奉は、各氏族の令制以前からの伝統的職掌をふまえつつ内廷の神事を貴族層全体の祭儀へと止揚せんとする試行錯誤のひとつであったといえよう。

大嘗祭と新嘗祭の分化過程は言われる如く「儀式的整備」が加えられる過程であった。しかしそれは単に表面的形式的な斉合や裝飾が加えられたということではない。「儀式的整備」という概念ではとらえきれない変化が、祭儀構造や政治的機能に生じているのである。「儀式的整備」の背後の本質は、新嘗の祭りが天皇の宗教的權威に制度的保証を与えうる祭儀へと飛躍した点にあるとともに、天皇の宗教的權威をイデオロギ一的結果軸として古代貴族達を国家に組織していく機能を果たしうることになった点にある。そうであ

ればこそ在地の耕作過程をほぼ全面的に切り捨てながらも、天皇の新嘗の祭りは国家祭祀として機能しえたのであるし、公家社会の恒例行事として永く残存することになるのである。「儀式的整備」はあくまでも現象形態にすぎない。

以上、論じ残した点や論旨展開の不十分な点も多いが、政治史や社会経済史の成果の援用を意図的に避けつつ、祭儀の構造自体に即して検討を加えてきた。本稿の如きは古代祭祀研究の前提作業であり、いわば思想史以前の作業である。しかし従来この種の作業は殆んど行なわれていない。敢えて投稿して御叱正を仰ぐ次第である。

注

- (1) 折口信夫博士「大嘗祭の本義」(『折口信夫全集』第三卷) 一八二頁
- (2) 西郷信綱氏「大嘗祭の構造」(『古事記研究』) 一三七頁
- (3) 經廻立殿北西、入自南戸、御廻立殿(不奏鈴、持候。式云、是夜不警蹕。入御之後、殊禁高声。仁和四年記云、入自南戸、先御西方御床也。小忌親王納言參議各一人供奉如常(朝服上着所司青摺。会檢校并合小忌人、式敷外不着小忌服、在大忌列之由、見安和元年私記)。其外大臣一人着小忌服供奉(後日着位袍)。鈴櫃立左近陣前屏幔内(略)。大刀契同候之(清凉抄云、候否未詳。而天長以来例、皆持候也)。(『北山抄』新訂増補故実叢書本、四二二頁、以下「北山抄」の引用は同書)
- (4) 群書類従第六輯、三九五頁
- (5) いわゆる狭義の太政官をさす場合、本稿では太政官會議と呼び、広義の太政官をさす場合は太政官機構と呼ぶことにする。
- (6) 通常の行幸形態については、例えば「北山抄」卷九「行幸」項

(五四七—七八頁)等を参照

- (7) 御大嘗宮(中略)。宮内輔二人、左右膝行、以葉薦隨御歩、敷布單上、掃部允以上二人、從後且卷(人不敢踏)。車持朝臣一人執蓋、子部宿祢、笠取直、各一人、共隄行、執蓋綱(内侍二人候御鑿置。寬和、次將候之)。大臣(脱劔把勢)率中臣忌部、在御前(大臣在中央、中臣在左、忌部在右。(中略))。御巫猿女左右前行。主殿官人二人、秉燭照路(式云、左右小忌少將各一人前行云々。近代无此例)。(『北山抄』四二二頁)
- (8) 西郷氏前掲論文、一四〇頁参照
- (9) 掃部寮、主殿寮の負名氏については、佐伯有清氏「ヤタガラス伝説と鴨氏」(『新撰姓氏録の研究 研究篇』)、井上光貞氏「カモ県主の研究」(『日本古代国家の研究』)を参照
- (10) 凡御巫、御門巫、生嶋巫各一人(割注略)、取庶女堪事充之。但考選准散事官人。(『延喜式』臨時祭、国史大系本、六八頁、以下「延喜式」の引用は同書)
- (11) 『儀式』新訂増補故実叢書本、一〇七頁
- (12) 主殿寮供御湯。先取下水(割注略)。次入御湯七度、次御湯殿人(左衛門佐頭隆、於女官畔、解袍下重劔胡鏡等—中略—原割注)頭隆以右手合御湯(中略)。主上乍着御帷、令下御禮給(中略)。次奉摩御背三度。次脱捨御帷於槽中令上給。(『江記』続々群書類従第五、二七九—一八〇頁)
- (13) とのもんれう御ゆまいらす。御舟にとる也。めすほどにうめたり。そののちひの口より七たびまゐらす。山陰の中納言子孫なるくら人、御湯のことをつかまびなり。その人なければ外せきにも未なる又えたり。頭もしくは五位藏人の中、これも山かげの末御ゆ殿にまいる。(『建武年中行事』群書類従第六輯、四六二頁、六月十一日の項)
- (14) 『西宮記第一』新訂増補故実叢書本、一二四頁「神今食」項、以下「西宮記」の引用は同書
- (15) 西郷氏前掲論文、一四〇—一三頁参照

(16) 南門前立台（割注略）、積神座（割注略）。——中略——小忌五位以上掃部官人執神座等参上（納言執打弘竈、参議与弁兒板杖。弁在西云々。自余昇御帖。四人昇短帖、六人昇長帖云々。以上出自右掖門、立南中門西掖御棚東辺。先洗手、帶劍者解之、只把笏。衛府人解弓箭劍等、不放綵、仮摺笏）。左右次将各一人、脱兵具、昇開神殿南戸。納言以下昇自南階、跪於戸外。神祇官人候戸内、伝取供之。此間玉卿以下暫立階東西。公卿立外。供畢引還復本座、次将退下、近衛閉門。（『江家次第』新訂増補故実叢書本、三〇二頁、以下『江家次第』の引用は同書）

(17) 神座或行事弁申時以前令敷。或御廻立殿之間、小忌公卿参上令敷如新嘗祭。（『江記』統々群書類従第五、二七八頁）

(18) 『儀式』一〇〇頁

(19) 酉剋、官人已下掃部已上卜食人十人、持御座等物、自大嘗宮北門入、鋪白端御帖十一枚・布端御坂枕一枚於悠紀正殿中央。又設打払布一條（納楊笏）。（延喜掃部式、八四八頁）

(20) 『儀式』一〇六頁参照。なお箱服と魚服は案に納められたまま、八重畳の上ではなく嘗殿の隅に置かれる。この「神座」は嘗殿内の畳の全てを指している。

(21) 川出清彦氏『祭祀概説』二三八—四二頁

(22) 拙稿「大嘗祭試論」（『日本思想史研究』一一）参照

なお天皇親祭の神事については川出氏前掲書に詳細が述べられており、非常に参考になった。

(23) 亥一刻、供御膳、四刻撤之。其次第也、膳夫伴造一人執火炬炬前行（提盆撲灰炭）。次采女朝臣二人左右分列。次宮主下部一人着鬘釋執行杖、在道中央。水取一人執海老蛸櫓槽、次之。水部一人執多志良加、次之。典水一人（一人執巾篋、一人執刀子篋）、次之。采女八人各執供神并供御雜物等、次之。内膳司高橋朝臣一人執釀汁漬。次之。安曇宿祢一人執海藻汁漬。次之。膳部六人各執供神并供御雜物等、次之。酒部四人（二人昇酒案、二人昇黑白酒

案）、次之。薦享已畢撤亦如之。（『儀式』一〇七八頁）

(24) 延喜大嘗祭式、一五四頁

(25) 削木については川出氏前掲書三三一—三二頁を参照

(26) 凡宮主、取卜部堪事者任之。其卜部、取三國卜術優長者（伊豆五人、沓岐五人、対馬十人）。若取在都之人者、自非卜術絶群、不得御充。（延喜臨時祭式、六八頁）

(27) 注(23)参照

(28) 供神膳次第、伴一人、采女朝臣二人、相分左右立階前、宮主取竹杖、從南第一間参入。（『江記』二八一頁）

(29) 安江和宣氏「校訂宮主秘事口伝」（同氏『神道祭祀論考』）三二〇頁

(30) 延喜大嘗祭式、一四四頁

(31) 『山槐記三』（増補史料大成28）二〇五—一六頁

(32) 従来、齋郡関係者が任せられる「稻実公」や「造酒童女」のみが重視されてきた。在地の信仰や祭式が王権祭祀に結びつけられる過程を考える上で見逃せない存在であるが、彼らは天皇の神事そのものには関与しないという事実も見逃してはならない。中央の貴族達にとつてより重要だったのは、やはり中央から派遣される稻実卜部であったと思われる。

(33) 『儀式』七九頁

(34) 大臣奉勅（天慶九年、大臣召陰陽寮、令勘申其日）、先令諸卿定申悠紀主基兩國（旧例、国郡共卜。而寛平九年以後例如之）。奏定後、召神祇官於軒廊（先是、仰外記、令召候）、大臣自書兩國名（書其国其郡也）、令外記封入苜給之。卜訖返上。召外記令開之、見畢（若兩郡共不合、重書令卜之）。（『北山抄』四一六頁）

(35) 右、九月二日、省并神祇官赴集司家、卜定。（延喜造酒式、八八七頁）

凡新嘗祭所供官田稻及粟等、毎年十月二日、神祇祐史各一人、率卜部、省丞録各一人、率史生、共向大炊寮、卜定応進稻粟国郡。

卜了省丞以奏状、進内侍。内侍奏了下官。官即仰下。(延喜宮内式、七四九頁)

(36) 日本思想大系『律令』、補注6神祇令11(五三六—七頁)参照  
神官奏曰。為新嘗、卜国郡也、齋忌(訓注略)則尾張国山田郡、

(37) 次(訓注略)丹波国河沙郡、並食卜。(天武紀五年九月丙戌条)  
(38) この点についてはすでに倉林正二氏の指摘がある。同氏「大嘗

祭の成立」(『古代の日本』2)  
(39) 諸衛設大儀、諸司陳威儀物、如元日儀。但兵部左右兵庫不与

焉。石上榎井二氏人各二人(着明服)率内物部卅人(着紺布衫)立大嘗宮南北門神楯戟(割注略)。訖物部分就左右楯下胡床(割注

略)。伴佐伯氏人各一人分就南門左右内掖胡床。左右近衛中将已下各引隊仗、分衛大嘗宮。左右兵衛督以下各引部隊、分衛其方。

左右衛門督以下各引其隊、分衛其方及門。門部糾察諸門出入。隼人司率隼人、分立左右朝集殿前、侍開門、乃発声。中務輔丞率大

舍人寮及舍人、宮内輔丞率主殿掃守等寮及殿部掃部等、並公服執威儀物、左右分陣。(『儀式』一〇三頁)

(40) 直木氏『古代兵制史の研究』。以下、直木氏論文からの引用等は全て同書による。

(41) 直木氏前掲書、一四六頁  
(42) 〃 〃 二七頁  
(43) 〃 〃 六八頁

(44) 寮家年科。(中略)正月元日(中略)執威儀物殿部、左方十一人。一人執梅杖。二人紫織、三人紫蓋、二人菅織、三人菅蓋。(延喜主殿式、八二—三頁)

(45) 入御中和門、左右近衛各一人開中門(趨入自掖門、開之)。(『江家次第』三〇一頁)。天皇御殿—中略—近衛開門。左右次將各一人候左右壇上(割注略)。大舍人叩門(闔司奏聞。唯伝宣、近代無勅答)。(『西宮記』二二—三頁)

(46) 但し、大伴氏は門号氏族の一氏として令制以前から供奉していた可能性がある。しかしその場合でも、平安朝大嘗祭におけるような際立った役割りを与えられていたか疑問である。

(47) 皇太子以下五位以上就庭中版、跪拍手四度(度別八遍、神語所謂八開手是也。皇太子先拍手、南退。次五位以上拍手)。六位以下亦如是(其小齋人不在拍限)。(『儀式』一〇七頁)

(48) 『北山抄』四二三頁  
(49) 『大嘗会儀式具釈』(『荷田全集』七)七四—五頁

(50) 『儀式』七九—八〇頁参照  
(51) この点については注(4)前掲拙稿を参照していただきたい。

補注は必要最少限にとどめた。挙ぐべき先学の業績で省略したのも多い。末尾ながら、その学恩に感謝するとともに、非礼をお詫び申し上げたい。